

「平成17年度土地に関する基本的施策」

1 土地利用計画の整備・充実等

第三次国土利用計画（平成8年閣議決定）に基づく、必要な措置を講じるとともに、次期全国計画の策定に向け、現行計画の点検等を行い、国土利用の指針のあり方等について必要な基礎的調査を実施する。

2 都市再生の推進

都市再生本部において決定された都市再生プロジェクト等の実施、都市再生特別措置法に基づく各種支援措置の活用等を推進する。また、地方の自主性・裁量性を高めた「まちづくり交付金」の事業規模の大幅な拡大、民間資金の誘導を図るための制度改善等を行う。

3 都市基盤施設整備の促進

各種の都市基盤施設整備事業及び面整備事業の積極的推進を図る。また、各種まち再生支援措置と連携した民間資金誘導の新たな仕組みを「まち再生総合支援事業」として創設する。さらに、PFI法に基づき、民間の資金・能力を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備を図る。

4 低・未利用地等の有効利用の促進

（1）低・未利用地の利用促進等

工場跡地、未利用埋立地等の低・未利用地について、土地利用転換等を図りながら、都市構造の再編を推進するため、都市再生総合整備事業等を推進する。また、都市再生機構による土地有効利用事業等を推進するとともに、低・未利用地に関する情報や有効活用のためのノウハウ提供等を実施する「土地活用バンク」の機能拡充等を行う。

（2）既成市街地の有効・高度利用の促進等

中心市街地の活性化を図るため、市町村が作成する基本計画に基づき、街なか再生を促進する面整備事業、道路、公園、駐車場等の都市基盤施設の整備、住宅の整備等、市街地の整備改善等に資する事業を重点的に実施する。特に、「まち再生総合プラン」を活用し、中心市街地における市街地の整備改善等を一体的・総合的に推進する。また、街なか居住再生ファンド等の活用により、街なか居住を推進する。

（3）市街化区域内農地の宅地化の推進

三大都市圏の市街化区域内農地においては、計画的な宅地化を促進する一方、生産緑地地区については、市民農園の整備等により、都市住民の交流の場としての活用を推進する。

（4）災害に強いまちづくりの推進

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」の改正において創設され

た、特定防災害区整備地区制度や防災街区整備事業等の活用を推進するなど、密集市街地等整備の一層の促進を図る。

5 宅地・住宅対策の推進

職住近接を実現するなど政策的意義の高い事業を重点的に実施すること等により、優良な宅地開発を推進する。また、「第八期住宅建設五箇年計画」(平成13～17年度)を着実に推進し、良質な住宅ストックの整備や少子・高齢社会を支える居住環境の整備を図るとともに、マンションの建替えの円滑化等による住宅ストックの有効活用や住宅取得対策の充実等を図る。

6 不動産取引市場の整備等

指定流通機構(レインズ)の活用の一層の推進、「不動産総合サイト(不動産ジャパン)」の支援など、不動産流通市場の整備を進めるための施策を総合的に推進する。

7 土地に関する情報の整備

地籍調査については、「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき推進するとともに、都市再生街区基本調査のほか、都市再生地籍調査事業等を実施する。

土地情報については、土地取引当事者の協力により、取引価格情報等の提供を行う。

8 土地税制の改正

平成17年度税制改正の国税・地方税において、特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し等の措置を講ずる。

9 地価対策のための体制の整備等

地価公示は31,230地点の標準地について行う。また、不動産鑑定評価制度を充実させる取組を推進する。

10 国土政策との連携

「21世紀の国土のグランドデザイン」に掲げる戦略を効果的に推進するため、各地域において行われる主体的取組に対する支援を行う。また、国土審議会調査改革部会報告等を踏まえ新たな国土計画の具体化に向けた取組を進める。

11 環境保全等と土地対策

土壌汚染対策など環境保全の観点から各般の施策を実施するとともに、農地・森林の適正な保全・利用の確保、歴史的な集落・町並み等の保存、良好な景観形成の推進等に努める。